

【注意事項】

- ・ 制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・ 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【上田市】

(令和5年8月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示 (B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
	必要	不要	担当課等	電話番号	
公営住宅への入居申込み (世帯としての申込み)	○		長野県住宅供給公社 上田管理センター (住宅政策課)	0268-29-7010 (0268-23-5176)	
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み	○		保育課	0268-23-5132	
罹災証明の代理申請 (委任状を省略)	○		危機管理防災課	0268-21-0123	
保育所への送迎		○	保育課	0268-23-5132	事前に各施設にお知らせください。
放課後児童施設への送迎		○	学校教育課	0268-23-5195	事前に各施設へご相談ください。
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	税務課諸税係	0268-23-5169	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等の要件を満たすことが必要です。
要介護認定の代理申請		○	高齢者介護課	0268-23-6246	
生活保護制度の申請		○	福祉課	0268-23-5372	同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等の要件を満たすことが必要です。
個人市・県民税の申告書の提出	○		税務課市民税係	0268-23-5115	記載済みの申告書及び必要な書類の御提出に併せて、届出受領証等を御提示ください。
生活困窮者自立相談支援		○	上田市生活就労支援センター “まいさぼ上田”	0268-71-5552	
家族介護用品の支給		○	高齢者介護課	0268-23-5131	市民税非課税世帯に属し、在宅で要介護4または5の認定を受けている等の要件を満たすことが必要です。
市営霊園の申込み		○	環境政策課	0268-23-5120	